

最近の情勢と今後の文化政策（提言）【概要】

～東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生～

文化審議会文化政策部会

1. 文化芸術を取り巻く最近の状況等

これまで、「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」(平成23年2月8日閣議決定)に基づき、6つの重点戦略(※)により文化芸術の振興が進められてきた。

【方針の対象期間:平成23年度～平成27年度】

(※) 6つの重点戦略:①文化芸術活動に対する効果的な支援、②文化芸術を創造し、支える人材の充実、③子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実、④文化芸術の次世代への確実な伝承、⑤文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用、⑥文化発信・国際文化交流の充実

<最近の状況>

(1) 東日本大震災の被災地への持続的支援の必要性

・文化芸術団体、芸術家、文化財・美術関係団体、文化財の専門家等が被災地で文化芸術の力を活用した復興支援、文化財等の救出活動が進められてきている。

(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等の成立

・劇場法の制定により、劇場、音楽堂等がその有する創意と知見をもって実演芸術の公演を行うこと等を通じ、①地域の文化拠点としての役割を果たしていくこと、②地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能を持つこと、③国際社会の発展に寄与していくこと、等が期待される。

・古典の日に関する法律の制定により、国、地方公共団体は、同法の趣旨を踏まえた行事の実施や、家庭、学校、職場及び地域等において、国民が古典に親しむための教育の機会の整備等の施策を講ずることが期待されている。

2. 最近の状況下での文化芸術に対する新たな期待と課題

(1) 被災地への支援に関する事項

- ・阪神・淡路大震災時と比べ、早くから文化芸術活動を希求する度合いが高かった。
- ・被災地のニーズと芸術家が提供を申し出ているものとのマッチングに課題があった。
- ・被災文化財等の救援に関し、長期的支援の必要性が指摘されている。
- ・民俗芸能等の保存・継承の必要性が指摘されている。
- ・国全体が希望を持って未来に向かって、前進していけるようになるための「復興教育」の取組において、文化芸術の重要性も認識されている。 等



東京藝術大学が、陸前高田市で被災者に寄り添う復興支援を目指し、津波で流された松を用いて母子地蔵を彫る。完成した母子地蔵は、被災者の祈りの対象となっている。

(写真は東京藝術大学から提供)

(2) 日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項

- ・文化施設は、人々の社会参加を促す社会包摂的な機能が求められている。
- ・文化施設は、大震災が起これば避難所に様変わりするなどの幅広い機能を果たし得る施設であることが再認識された。日頃から、こうしたことを意識した準備等しておくことも、真に必要とされる施設として重要である。
- ・指定管理者制度の下では、短期的な視野に立った経済性や効率性を追求しがちであり、大規模災害時には、柔軟な支援に限界があるケースもあり得ることが指摘されている。
- ・大学等が有する教職員・学生を活用し、有形・無形の文化財保護や文化振興に貢献し得る取組を進めるべきとの指摘がある。 等

3 文化芸術の振興のための提言

(1) 被災地への支援に関する事項

- ・ 今後、より自律的な復興に比重が置かれていくことになるため、地域に根ざした芸術団体等の育成が必要である。
- ・ 長期的な視点で見据えた継続的な支援が必要である。
- ・ 地元の現状や要請を把握したうえで、支援を希望する芸術家や文化芸術団体等とのマッチング等を図るためのコーディネーター的役割を担う人材の育成と登用が必要である。
- ・ 現在、実施されている小学校・中学校への芸術家等の派遣や、被災地の県及び市町村が企画する舞台芸術の鑑賞等への支援を引き続き推進・強化していくことが重要である。
- ・ 大震災の直後に国外に避難した外国の芸術家が、日本に戻り、被災地での活動を始めたケースもある。海外への広報発信をするに当たり紹介すべき取組が蓄積されてきている。
- ・ 文化芸術の力も活用しながら進められてきている復興教育を一層発展普及させていく必要がある。 等



福島県いわき芸術文化交流館アリオスによる芸術家の派遣。同館は小中学校へ芸術家を派遣する「おでかけアリオス」に力を入れている。

(写真は同館から提供)

(2) 日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項

- ・ 平時から、地方公共団体間で「応援協定」のようなものを締結しておくことで、大規模災害時に、衝撃を緩和することを検討すべきである。
- ・ 文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業の大きな成果として人的ネットワークが構築された。様々な場でこのネットワークを活用していくべきである。
- ・ 各文化施設は、震災時における避難所や集会場所としての活用についても、日頃から考慮に入れ、その存在意義を平時から対外的に示していく必要がある。
- ・ 地方公共団体が直営で管理運営する文化施設はもとより、指定管理者が管理運営する文化施設についても、非常災害時等を念頭に置いた行動計画等を定めておくことが重要である。
- ・ 何らかの危機に際して、保有・展示する文化財を限られた時間の中で優先度に応じて効率的に救済するためのリストの作成が行われることや、救済された文化財について、応急措置や一時保管を実施するための体制が平時から整備されていることなどが望まれる。
- ・ 大学等における専門人材の養成については、劇場等の文化拠点、伝統芸能や工芸技術を継承している人々と連携した長期的継続的なインターンシップを取り入れるなど実践的なものとする方策を講ずることが望まれる。
- ・ 文化芸術の振興に係る諸課題には、地域の内外を問わず大学等が参画することが有効と考えられる。第3次基本方針に掲げられた各種施策をより効果的に実施する観点から、大学等という新たなリソースに着目し、文化芸術施策の実施に大学等の組織的な参画を促すことが期待されている。 等